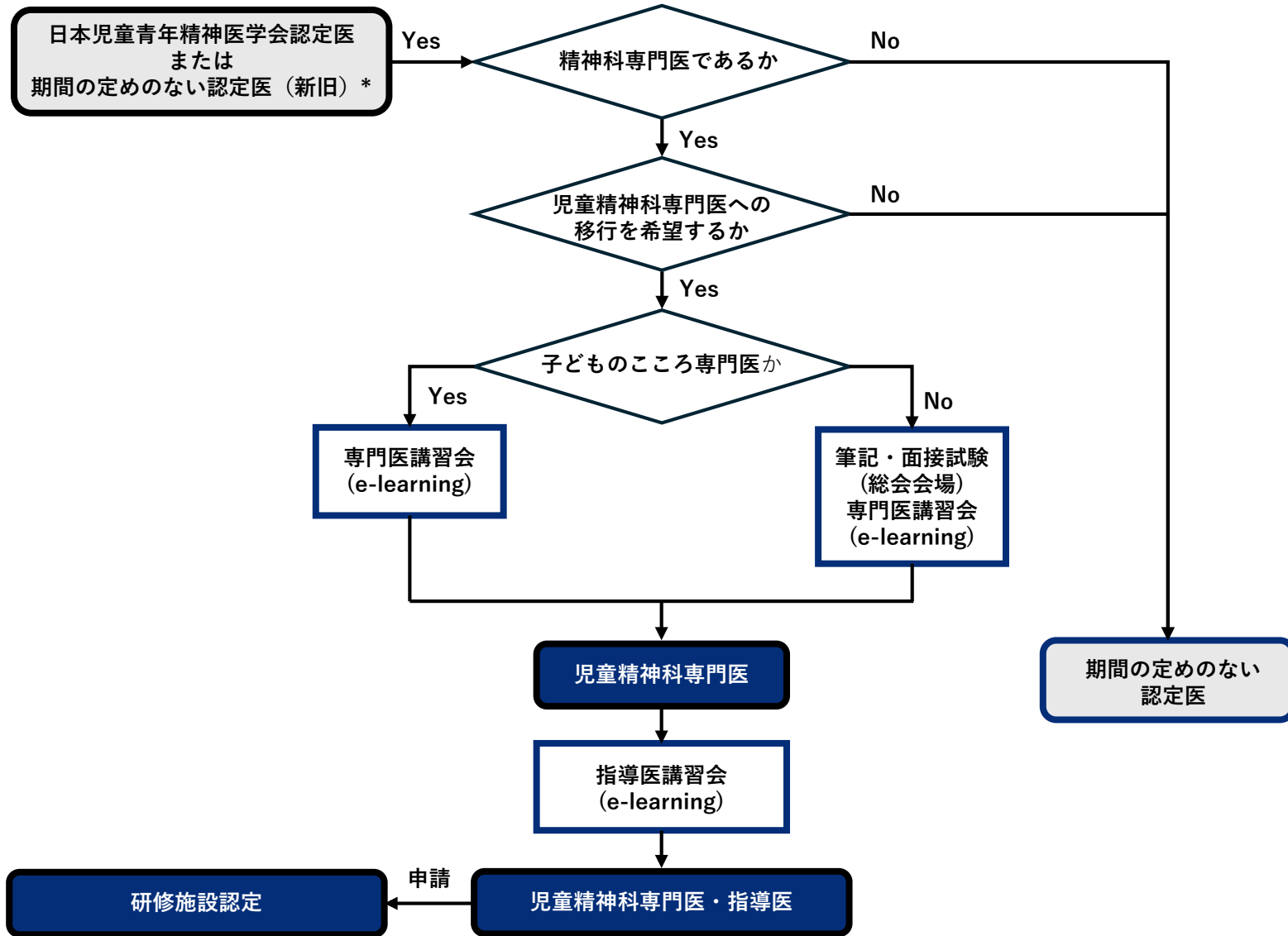


日本児童青年精神医学会認定医から精神科専門医・指導医への移行措置フローチャート



専門医への移行は通年受付

2031年10月末日まで移行措置により
児童精神科専門医・指導医の申請は
通年受けます。
e-learningは随時視聴いただけます。

研修施設への申請は2026年度中に

2026年度中の申請に限り、
研修施設の登録手続きが年度内に
登録が行われた場合には
4月1日に遡って研修施設として
認定されます。

期間の定めのない認定医とは

- 期間のない認定証の発行
- HPへの掲載
- 期間の定めのない認定医取得後に児童精神科専門医への移行希望があれば認定医を返却し左のフローへ

まだ認定医をお持ちでない方

2031年10月末日までに認定医の
取得手続きを行うと、移行措置により児童
精神科専門医・指導医の取得が
可能となります。

*日本児童青年精神医学会認定医制度施行規則 第8条による65歳以上の認定医（旧）、移行措置による期間の定めのない認定医（新）が対象となります。